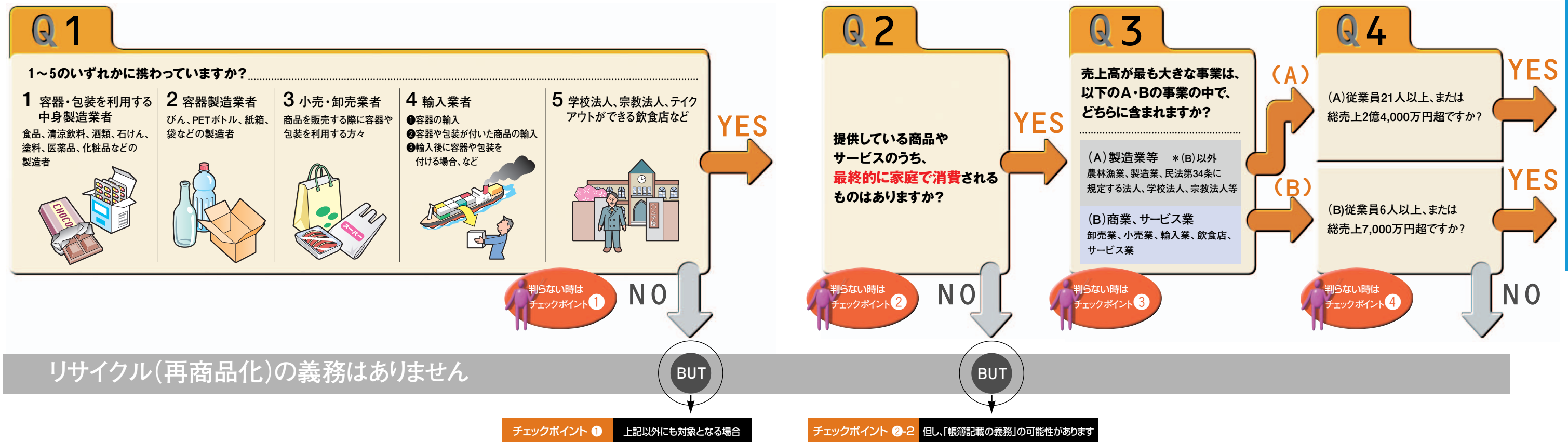


あなたの「リサイクル義務の有無」がわかるチャートです。

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



チェックポイント ①
容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント ②
〈1〉「家庭で消費」されないケースとは？
容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務は生じます。帳簿の記載義務については14～15ページをご覧ください。

- レストランで使用されるソースのビニール袋(但し、レストランにおいて「事業活動により費消され、一般廃棄物となるとは考えられないものの場合)
- 社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等

●海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費された分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

〈2〉「帳簿記載の義務」について
〈Q2〉の事例に該当しなくても、〈Q4〉でYESに該当する場合、帳簿記載の義務が生じます。リサイクル(再商品化)義務量を正しく計算したり、また後日、確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント ③
売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の①売上高、②従事する従業員数、③施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることとなります。

チェックポイント ④
〈1〉従業員の考え方
従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、

- 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
- 「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における最大の従業員の数)で判断します。

ここで、「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。

- 日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

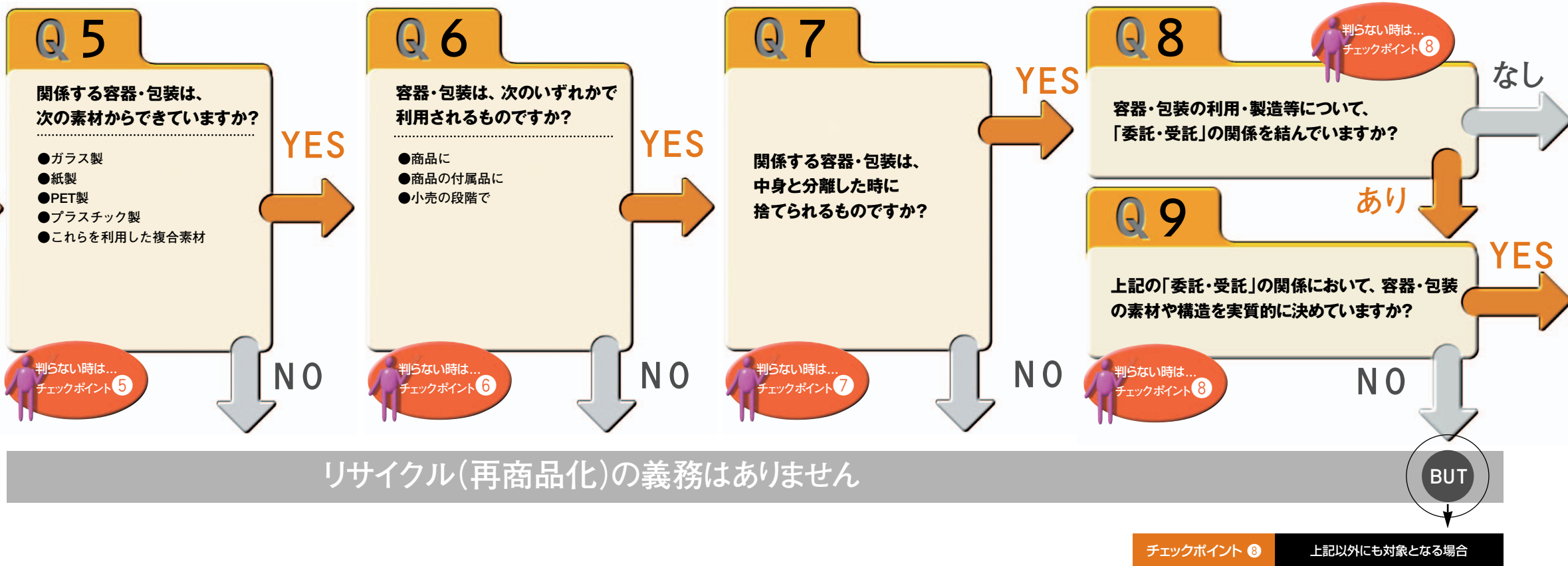
- 2か月以内の期間を定めて使用される者
(ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
(ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 試用期間中の者
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

〈2〉総売上上の考え方
ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業者が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかを判断するため、事業者全体の売上高で考えてください。事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。

- 鉱業・工業：商品資産の売却高をカウント
- 運送業・サービス業：提供した便益の対価をカウント
- 卸売業・小売業：商品資産の売却高をカウント
- 農林・漁業：商品資産の売却高をカウント

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



リサイクル(再商品化)の義務はありません

特定事業者

容器包装リサイクル法における義務が適用されます

ご不明な点は…
お問合せください
★問合せ先は本誌裏表紙

★義務を怠ると
罰則規定が適用されます。
(詳しくは14ページをご覧ください)

チェックポイント ⑤

〈1〉ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方

〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、葦(あし)製の紙、パルプモールドに対する判断は、19ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

〈2〉複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材からできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィルターシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント ⑥

〈Q6〉でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

- 景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範囲に入りません。
- 見本(試供品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。
- その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」②④⑤に例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント ⑦

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」⑩をご覧ください。

チェックポイント ⑧

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」⑬をご覧ください。

チェックポイント ⑨

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。